

ごみの出し方についてご意見を

市は、「ごみの減量と、より良い生活環境の維持、改善を目指し取り組んでいます。その取り組みをさらに進めるために、ごみ袋の選択制の導入などを検討していますので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。」

これまでの取り組みと今後について

市は、ごみを出す際に、指定ごみ袋を使用するというルールを定めています。また、市民の皆さんのご協力のおかげで、リサイクルなども進み、ごみの減量が進んでいます。指定ごみ袋では、ひとり暮らしの人などには大きすぎて不便との声も出ています。また、さらなるごみの減量を進めるとともに、指定のごみ袋以外でも使用することができ、ごみ袋選択制の導入や、剪定枝などの出し方の変更を検討しています。

用していますが、今後は、次の基準を満たす袋も使用できることを考えています。

- ・地の色が無色で、中身が確認できる透明か半透明のポリエチレン製
- ・容量が45ℓ以下で、口を閉じることができる（指定ごみ袋「大」が目安）

【剪定枝などの出し方の変更】

現在は、束ねた直径が30センチ、長さ50センチ以下であれば指定ごみ袋に入れなくてもごみに出すことができます。今後は、剪定枝と似ている豆殻なども束ねてごみに出すことができます。量が多い場合は、何回かに分けて出すか、胆江地区衛生センターへ運んでいただきます。

【その他注意事項】

・皆さんからいただいたご意見

見を基にさらに検討します。詳細についてはあらためてお知らせします。ごみを出す日や、資源物の分別などの変更はありません。

意見の提出方法

- 対象 市内に居住する人
- 募集期間 10月28日(金)～11月26日(金)
- 内容 意見、住所、氏名を記載し、直接、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出

■その他 意見への直接の回答は行いません。あらかじめご了承ください。

- 問い合わせ・提出先 本庁市民環境部生活環境課生活衛生係 (〒023-1850 1住所記載不要、内線215、FAX 2374、e-mail atsu@city.oshu.iwate.jp) 各総合支所生活環境担当課



浄化槽を設置しませんか

～快適で環境にやさしい暮らしを始めましょう～

市は、環境を守るために国の補助金制度を活用した浄化槽市町村整備推進事業を進めています。新築やリフォームに併せて浄化槽を設置しませんか。工事に必要な資金の融資あっせん制度があります。設置区域や制度についてなど、詳しくはお問い合わせください。

- ◆浄化槽市町村整備推進事業とは 設置希望者の敷地内に、市が浄化槽を設置するものです。毎月使用料金を納めていただき、市が浄化槽の保守点検、清掃、法定検査受検などを行います。
- ◆費用 ①設置に必要な経費の1割程度（分担金） ②屋内・屋外配管、電気工事などの費用 ③水道使用量に応じた毎月の使用料金
- ◆分担金 建物の延床面積が130平方メートル未満か、使用人員が5人以下の場合（5人槽 88,200円）

- ・建物の延床面積が130平方メートル以上か、使用人員が6人～7人の場合（7人槽 110,400円）
- ・台所と浴室が2カ所以上か、使用人員が8～10人の場合（10人槽 149,500円）
- ・10人槽を超える場合はお問い合わせください

◆問い合わせ 本庁都市整備部下水道課浄化槽係（内線533・534）

※水沢区は、設置の相談から維持管理まで、奥州浄化槽整備㈱に委託しています。

◆問い合わせ 奥州浄化槽整備㈱ ☎24 8585



22年度表彰 企業を募集

仕事と子育ての両立に積極的に取り組もう！

市は、子育てしやすい社会環境づくりを目的に、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を表彰します

- 対象 市内に本社や主たる事業所がある中小企業
- 表彰基準 次のすべての項目に該当すること

- ①次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、岩手労働局長に届け出ていること
- ②仕事と子育ての両立支援のため、制度や職場環境を整えて、積極的に取り組んでいること
- ③過去3年間に、労働関係法令の違反や、表彰にふさわしくない行為を行っていないこと

○表彰 表彰状を授与するほか、市の広報やホームページなどで広く紹介します

○申し込み方法 自薦のほか、商工団体、労働団体などからの推薦も可。担当課窓口へ必要書類を添付の用紙に記入し、必要書類を添えて郵送または窓口へ提出してください ※用紙はホームページにも掲載

- 募集期限 11月10日(金)（当日消印有効）
- 問い合わせ 本庁企業振興課人材育成・労政係（内線293）TEL 023-185001、※住所記載不要、FAX 2373、e-mail kiyoushin@city.oshu.iwate.jp



仕事と子育ての両立を応援します

～子育て短期支援事業～

子育て預かり制度のお知らせ

市は、保護者が病気などの理由で子育てが一時的に困難になった場合、児童を一定期間児童福祉施設で預かる制度を10月1日から開始しました。お気軽にご相談ください。

☎本庁子ども・家庭課家庭福祉係（内線232・234）

◇ショートステイ

保護者が病気、出産、看護、事故などの理由で、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を児童福祉施設で預かります。（期間は7日以内）

◇トワイライトステイ

保護者が仕事などの理由で、平日の夜間や休日に不在となり、家庭で児童を養育することができない場合、夕方から午後10時ころまで児童福祉施設で預かります。やむを得ない場合は、一泊だけ宿泊することができます。



児童福祉施設の名称と所在地

- ・児童養護施設 一関藤の園（一関市山目）
- ・児童養護施設 清光学園（花巻市石鳥谷町）
- ・日赤岩手乳児院（盛岡市中央通）
- ・善友乳児院（盛岡市北山）

区分	費用（1日当たり）		
	市民税非課税世帯 （一人親世帯は含まない）	その他の世帯	
ショートステイ	2歳未満児	1,000円	5,350円
	2歳以上児	1,000円	2,750円
トワイライトステイ	基本額	300円	750円
	宿泊費（基本額に加算）	300円	750円
	休日預かり（//）	350円	1,350円

※生活保護世帯、一人親世帯で市民税非課税世帯はすべて無料